

秋田県告示第150号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき、公示する。

平成29年3月24日

秋田県知事職務代理者  
秋田県副知事 堀井 啓一

(福祉用具貸与)

介護保険事業所番号	名称	所在地	事業者	廃止年月日
0572106730	有限会社タシロ	大館市早口字弥五郎沢8番11号	有限会社タシロ	平成29年2月28日

(特定福祉用具販売)

介護保険事業所番号	名称	所在地	事業者	廃止年月日
0572106730	有限会社タシロ	大館市早口字弥五郎沢8番11号	有限会社タシロ	平成29年2月28日